

アメリカ・インディアン諸言語

——政府による政策の歴史および維持・発展活動について——

伊 藤 聰

はじめに

北アメリカ大陸で使用されていた言語の数を特定することは難しい。白人が到着し始めた頃の言語数の推定ということになると、それは不可能に近いといわれるが、ある推測は2,200という数字を示し、またある推測によれば約200である。20世紀初頭では約300の言語が話されていたとの推測が一般的である。その多くは、ヨーロッパ人社会との接触などにより絶滅しているが、逆に、外来者との接触がきわめて少ない極北地のイヌイットや、もともと人口が多く、したがって話し手人口も多いナヴァホ族などは、その言語がよく維持されている代表例であろう。現在、約150の言語が使用されているといわれる。

生き残った言語の中、最大の使用者を有するのはナヴァホ語で、約100,000人の話者を持つといわれ、子供達も学んでいる。一方、大多数の言語の使用者は1,000人以下である。中には、数人の年配者の記憶の中にわずかに残っているにすぎないという言語も存在する。

本稿では、合衆国政府のインディアン諸言語に対する政策の歴史と現状を概観し、さらに、インディアン自身による言語の維持・発展の努力について検討する。

I. インディアン諸言語の分類

語族の分類がいろいろ試みられてきたが、現在、6ないし7の大語族と、その下に約57の語族の存在が一般的に認められている。それぞれの語族が、2ないしそれ以上の語派に分かれ、そこにいろいろな言語が分類される。しかし、分類不可能なものも、また、一言語として扱うべきか、一方言にすぎないのか判定できないものも存在する。

これらの諸言語の間に、文法や音韻体系などにおいてきわめて大きな違いが認められるのであるが、その理由は現在のところ明確にはされていない。一説によれば、ユーラシア大陸各地からベーリング海峡を渡って、多くの人口移動があり、彼らが多様な言語をアメリカ大陸にもたらしたとする。最近の遺伝的特徴による研究によれば、ほとんどのアメリカ・インディアン語族は、歴史的には1つの人口移動がもたらした言語、あるいは、密接に関連しあうグループの言語の子孫であるという。¹⁾

II. インディアン諸言語間ならびにヨーロッパ諸言語との接触およびその結果

多くのインディアン諸言語は、常に接触状態にあった。2言語、時にはそれ以上の言語に流暢になる場合もみられた。その過程で、互に借用語を受け入れたばかりでなく、意味的にも、文法面でも、また音韻体系においても影響し合った。

ある地域では、交易などの必要上、一種のリンガ・フランカ（混成語）を造り上げた。最もよく知られているものは、北西部太平洋岸のChinook Jargonである。これは、主にチヌーク語やヌートカ語を基にして成立しているが、この地へ到着したフランスやイギリスの商人たちもこの混成語を学び、また逆に借用語を持たらすこともあった。

Chinook Jargonはインディアンの言語を基礎にしたものであるが、別の地

域では、英語の語彙を基礎にして、インディアン・ピジン英語を造り出した。

特殊なリンガ・フランカとして、サイン言語がある。これは、言語状況がきわめて複雑であり、また移動する狩猟部族が多かった大平原地帯の諸部族の間で成立したもので、ジェスチャーによる言語である。

一種の全く新しい言語を造った例も存在する。Michif (Métschif) はその一つであるが、現在でも、北ダコタ州の一部のインディアンの間で使用されている。この言語は、名詞の形のほとんどがフランス語で、動詞のほとんどがアルゴンキン語系のものである。

インディアンとヨーロッパ人が接触した場合、後者が前者の言語を学ぶことはまれであった。先述のように混成語が生まれた地域もあったが、多くの場合、インディアンの側がヨーロッパ諸言語を学んだ。たとえば、カリフォルニアと南西部ではスペイン語、アラスカではロシア語、ケベックやルイジアナではフランス語、その他の地域では英語、ということである。そして、アングロ・サクソン系の人々が優勢になるにつれて、これらの言語が英語にとって代わられることになる。

ヨーロッパ諸言語の影響を強く受けながら、インディアン諸言語は徐々に衰退の道を辿り、最終的には完全に消滅する言語も現われることになる。たとえば、南カリフォルニアのチューマッシュ族は一つの部族として存在はあるが、その独自の言語は全く失ってしまっている。

外来言語から計り知れない影響を受けながらも、自部族の言語とその使い分けを明確にしていた部族もある。リオ・グランデのプエブロ族がその一つである。外部世界とのコミュニケーションの手段としてはスペイン語を用い、他方では、自言語を大切な習慣や宗教を維持し永続化するための手段と位置づけ、使用してきた。自言語は、外国語によって汚染されなければならない文化の一領域である、との考え方である。

ヨーロッパ諸言語の強い影響の下に、多くの語彙がインディアン諸言語の中に入ったが、逆の場合も少なからずあった。それは、「新大陸」独特の動植物や食物の名前、文化的な語彙などである。英語におけるインディアン言

語からの借用語として、現在でもよく使用されるものの中に、たとえば、動物では、caribou, moose, skunkなど、植物名では、persimmon, hickory, squashなど、食物（料理）としては、hominy, pemmicanなど、文化的な語彙としては、totem, moccasin, powwowなどがある。インディアン言語の表現を英訳したものに、bury the hatchet（またはtomahawk, 戦いをやめる）、firewater（ウイスキー）などがある。これらのほとんどが、移住者がはじめに接触したアルゴンキン語系の言語からのものである。地名ともなると、インディアン言語の影響はきわめて大きい。合衆国の州名の半分以上がインディアン言語が起源だといわれているほどである。²⁾

このように、インディアン諸言語とヨーロッパ諸言語の接触には、さまざまな相があるが、多くの場合、ヨーロッパ系の人々の勢力にインディアンは圧倒され、そしてその言語もまた衰退してゆくのである。

III. 政府の対インディアン諸言語政策

前項でみたように、アメリカ・インディアン諸言語は互いに接触し、影響し合いながら、生き生きと使用されてきたのであるが、ヨーロッパ人の言語や文化との接触が深まり、さらに征服者対被征服者の関係が明確になってくると、インディアン諸言語は衰退し、あるものは滅亡の道を辿っていった。

インディアンがほとんど被征服の状態となった19世紀末期になると、インディアンを救うためにはインディアンを「文明化」すなわち「キリスト教徒化」、「白人文明化」しなければならないとの考えが一般的になった。これが政府の同化政策の始まりであるが、このインディアンの「文明化」は進んだ文明の言語、すなわち英語を通して行われるべきであるとの考え方の下に、対インディアン教育が開始された。インディアンの生活の全側面を管理統制していたインディアン局の当時の教育方針によれば、インディアン言語は生徒達の教育や文明化にとって有害であった。

1885年～88年の間インディアン局長官であったJohn D. C. Atkinsは次の

ように述べている。「インディアンの若者にその未開の言語で教えることは、全く有害であると考えられる。若者達を文明化し、野蛮な習慣を続けることの害や愚を教えるための最初の一歩は、彼らに英語を教えることである。」³⁾と。

また、Atkins の 2 代後の長官 Thomas J. Morgan は1889年、「インディアンは白人の生き方に順応しなければならない。彼らがそのつもりなら平和的に、必要ならば力づくでも。彼らは現状に合わせなければならない。そして、彼らの生活様式をわれわれの文明に順応させなければならない。この文明は最善のものではないかもしれないが、インディアンにとっては最善のものである。インディアンはこれから逃れることはできない。白人文明に順応するか、あるいは、白人文明によって粉碎されるかのどちらかである」、と征服者の立場をあらわにしている。⁴⁾

このようなインディアン局の考えに基づいて、学校現場では英語が強制され、生徒達が母語を使用することは厳禁された。これを破ると、ムチ打ちや地下室幽閉などで厳しく罰せられた。両親の文化や言語からの影響を排除するために、子供達は幼ない頃から両親から引き離され、全寮制学校に強制入学させられた。

1879年、初の居留地外全寮制インディアン学校 Carlisle Indian School が、軍人 Richard H. Pratt によって設立されたが、彼は教育方法としていわゆる outing system を採用した。これは、彼によると、英語をより効果的に習得するための手段であり、生徒達を両親から引き離し、学期間中には寮生活を送らせ、夏期休暇中などは学校近隣の白人家庭に同居させた。学校では軍隊式訓練による職業教育が中心であり、白人家庭では体のよい住込み女中、下男であった。このような教育方法がその後約50年間、インディアン教育を支配した。

インディアン教育に大きく関わっていたキリスト教各派の教育機関も、政府と同様の教育方針を持っていたが、当然のことながら、インディアンのキリスト教徒化が第一義であり、教育は二の次であった。英語の重視はもちろ

んであったが、教会の中には、聖書をインディアン生徒の母語に翻訳して使用したり、教育手段としての言語を生徒の母語としたものもあった。しかし、これらはきわめて少数派であり、非難の的となった。

このような歴史の中で、インディアン言語は抑圧され、使用されなくなつていった。子供達は学校でも、さらに悪いことには、故郷に帰っても外国人であるかのように感じるようになった。一般アメリカ社会と部族社会という2つの全く異質の世界で根なし草のようになつた。家庭では、両親が学校における自言語に関する惨めな経験から、子供達に自言語を教えることをためらい続けた結果、孫と祖父のコミュニケーションが不能であるという状況さえ生まれていった。⁵⁾

1934年にインディアン再組織法が成立し、各部族に大巾の自治が認められ、高等教育に予算が割り当てられるようになると、同化政策は廃止され、インディアン局の教育方針も大きく変化していった。1933～45年の間、いわゆる「インディアン・ニュー・ディール」政策を押し進めたインディアン局長官John Collier（1933～45）の下で教育部長を務めたWillard W. Beattyは、インディアン生徒の母語禁止を解除することにより、民族、文化に誇りを見出させ、ひいては教育効果をも獲得しようとした。彼は、「母語を流暢に使用できることは、その使用を禁止することよりは、子供の知的発達や、ひいては英語の習得のためにより助けになると思われる」、と述べている。⁶⁾

しかし、このような新しい考え方が、末端の教育現場に定着し、生かされるまでには至らなかった。

1969年の「ケネディ報告」⁷⁾によると、当時次のような状況があった。年齢が6～18歳のインディアン生徒の半数以上が自部族の言語を使用し、インディアン局管轄の学校へ入学する生徒の約3分の2は、英語を話す経験をほとんどあるいは全く持っていないかった。また、教員の相当数がそのインディアン生徒の母語を知らず、生徒と同じ部族出身の教員は全体の5%以下であった。つまり、自部族の言語しか知らない生徒が、英語しか知らない教員によって指導されていたといえるのである。このような状況の下では、イン

ディアンの教育が成功することは難しく、当初の目標であったインディアンの「文明化」はおろか、英語運用能力の獲得も十分に果されなかつた。その上、インディアン文化や言語の衰退という結果を招いた。これは、同化政策がインディアン文化の絶滅を意図していたから当然のことである。この教育の不成功の原因は次の諸点に要約されうる。つまり、(1)資質ある教員の不足、(2)適切な教材の不足、(3)英語教授法の未確立、(4)インディアン文化・言語の軽視、(5)インディアン文化と英語文化の相違、(6)経済的貧困、(7)地域社会との無連携、(8)インディアンに対する無知・偏見・差別、である⁸⁾。同化政策の悲惨な結果からの反省により、新しい考え方が示されたとしても、それを教育現場に生かすための条件整備が容易に進んだとは考えられない。

「ケネディ報告」が発表される頃までに、すでに多くのインディアンの両親は、白人社会への同化が子供達にとっての唯一の希望だと信ずるようになっていた。1950年までに、ほとんどのインディアン言語は子供達に学ばれなくなっている。今日、約150のインディアン言語が話されているが、その多くはほとんど絶滅に近い状態であり、地域社会で広く使用されているものは50以下である。その中、20にも満たない言語が子供達にも学ばれ、将来生き伸びる可能性を残しているにすぎない。ユピック、セミノール、ホピ、メスカレロ・アパッチ、ナヴァホ、パパゴなどである。

絶滅の危機に瀕している言語にクロー語、ラコータ語がある。これらはかつて広く話されていたスー語系の言語であるが、もはや子供達は学んでいない。家庭で学ぶ機会もないし、学校でも教えられていないのである。

一部の言語は、わずかな数の年配者によって話されているにすぎない。オレゴン州ウォーム・スプリングスのサハプティン語のように、多くの成人はいまでも使用しているが、子供達はもはや使用できないという例もある。

「ケネディ報告」は、インディアン教育の現状を調査、報告したばかりでなく、改善のためのいろいろな勧告を行つた。この中に、インディアンの文化、歴史、言語をカリキュラムの中に組み込むべきであるとの勧告がある⁹⁾。この「ケネディ報告」により、議会はインディアン教育に関わる法律を制定

し、改革を押し進めていくことになった。1972年のインディアン教育法、1975年のインディアン自己決定および教育援助法、1978年の部族運営コミュニティ・カレッジ援助法などがそれであるが、これらが1968年の二言語併用教育法と相まって、インディアン教育の流れを変え、インディアン言語についても、その重要性が認識されるようになっていった。

IV. インディアン諸言語の維持および発展

1960年に入り、少数民族グループの政治的・社会的活動が活発になるにつれて、各インディアン地域社会でも、伝統文化の保持が大きな関心事となつた。政府の政策も自己決定政策へと変った。言語に関しては、1968年に二言語併用教育法が成立し、一定の予算が認められるようになると、公立学校にインディアン言語のプログラムが設定されていった。この法律の下で予算が割り当てられたインディアン言語プログラムは、1976年に27で、13州32校に及んでいた。1979年には30プログラムに増え、16州55校に広がった。1986年までに、18州89校へと急増し、インディアン言語プログラムは55の言語を取り扱うようになった。二言語併用教育のための教材の未開発や専門の教員の不足などにより、必ずしもすべてのプログラムが成功したわけではないが、成功例としてはナヴァホ族の二言語併用教育が挙げられる。

ナヴァホ族は最大の部族もあり、ナヴァホ語話者の数も多く、正書法¹⁰⁾も確立している、など二言語併用教育を実施するための有利な条件が整っていたが、ナヴァホ語の維持ばかりでなく、白人多数者社会の言語である英語についても、その運用能力を高めていった。ナヴァホ語の他に、ピーチ・スプリングス二言語併用・二文化併立プログラム（アリゾナのファラパイ族）、アラスカ先住民言語センターのプログラム（アラスカ州全インディアン、イヌイット、アリュート）、マカー言語プログラム（ワシントン州のマカー族）などの成功が知られている。

これらのプログラムの成功により、二言語併用教育が各部族に徐々に広

がっていったのであるが、最近、この教育に対する批判が、その恩恵を受けるべきインディアンからも、一般社会からも出されている。一般的な批判は、二言語併用教育は多くの予算を必要とする上に効果が少なく、しかも非アメリカ的である、ということである。

一方、自らチェロキー族であり、全米インディアン青年協議会の理事であったGerald Wilkinsonは、次のように二言語併用教育を批判する。つまり、低学年は別として、バイリンガル教育は一面、「インディアン語コース」となつており、死語であるラテン語を履習するのと同じである。小学校段階でさえ、二言語併用教育の教材や、インディアン語用の教材は、基本的には、子供達が英語によりスムーズに移行できることを目的として作成され、そして使用されている。したがって、インディアンは教育を受ければ受けるほど、そのインディアン性を失ってゆく、と彼は主張する。これは、二言語併用教育の本質からはずれることである。そこで、Wilkinsonは、「一つの民族として強く自立し、そして、多数者社会と一定の距離を置くことを望むならば、インディアン部族の学校では教育をその部族の言語で行うべきであり、英語は外国語として学ぶべきである」¹¹⁾ という考えを提示している。

二言語併用教育プログラムの成功例として先に紹介したナヴァホ族は、すでにナヴァホ族の伝統的な生活様式を失くした家族も多い中、教育内容についての把え方も多様になっている。たとえば、キリスト教徒である両親も存在する中で、ナヴァホ族の伝統的宗教をどの程度教えるのか、すでに一部の人々が従事するだけとなった毛織物の伝統をどのように伝えるのか、あるいはそれを単に知識として教えるだけでよいのか、などである。ナヴァホ族に關していえば、入学校段階でナヴァホ語を全く知らない子供達もいる中、ナヴァホ語をどの程度まで教えるのか、英語しか興味のない生徒をどう扱うのか、などの問題が生まれている。実際、ナヴァホ族に關心を示さない子供達は、二言語併用教育プログラムを実施していない近隣の学校へ転校してゆく。¹²⁾ 日常生活の中で、ナヴァホ語を必要としない状況、換言すると、アメリカ社会への同化が進む状況の中で、伝統的な言語を維持・発展させることは容易

ではないのである。

いろいろなインディアン言語プログラムについても、インディアンとしてのアイデンティティ保持に強い関心を持つインディアン言語の教員や青年層から、プログラムの効果に疑問の声が上っている。先の Wilkinson 同様、これらのプログラムはヨーロッパ系白人の教育と直結しているとの批判である。彼らは新しい提案をしている。つまり、文化や言語の保持は、伝統的な方法にてらして、口承によるべきであり、子供達は伝統的な文化や言語の保持者である年配者と共に一定期間、その言語だけで過ごすべきである¹³⁾ というものである。

若いインディアン指導者によるこのような新しい提案は、未だ教育現場あるいは地域に根差すまでには至っていない。南ダコタ州のスー族や、北カロライナ州とオクラホマ州のチェロキー族のように、現状では、積極的な二言語使用者として成長してゆくインディアンの若者も存在する一方、インディアン言語を第二言語として学び、その獲得した能力が先の Wilkinson の批判どうり、生きたものへと伸展しない場合も多い。ある推測によれば、21世紀中頃までに、ほんの1ダース足らずのインディアン言語だけが活発に使用されるにすぎなくなる。¹⁴⁾ 1919年に発表されたインディアン国家危機対策委員会の報告¹⁵⁾を見ても、インディアン教育の状況は、「ケネディ報告」の頃と比較して大きく改善されているとはいえない。当報告書は、インディアン諸国家がなぜ危機状態にあるのか、その理由を列挙しているが、言語に関しては、これまでの学校が、教室におけるインディアン言語の使用を抑制してきたこと、その結果、子供達の母語の能力は失われ、独自の言語や文化を維持・発展させたいというインディアンの決意を疲弊させることになったこと、を挙げている。

しかしながら、言語学者達の努力により、1992年までにほとんどのインディアン言語に正書法が確立されており、また、インディアンの若者から優れた言語学者や教育者が多く輩出することにより、インディアン社会の着実な努力が、インディアン言語衰退の流れを喰い止めうるであろう。たとえば、カ

リフォルニア州北西部のトロワ語は、1980年代には数人の話者しか残っていなかったが、1人の熱意ある優秀な若者がこの言語を習得し、現在子供達に教えている。このような例は、1990年に成立した「先住アメリカ人言語法」¹⁶⁾により、今後さらに増加してゆくと思われる。

先述のインディアン国家危機対策委員会の報告は、調査研究および優れた実践に基づいて言語に関し次の3点を主張している。(1)二言語使用者あるいは複数言語使用者である子供達は、一言語使用者よりも、分析能力や概念形成能力を発達させる機会が大きい、(2)教育の受益者である地域社会の言語や文化を利用することは、子供達が教育を受ける重要な基礎である、(3)もし先住民言語が使用のために維持され、発展させられるべきであるとするならば、その言語は家庭で使用され、そして学校で補強されなければならない¹⁷⁾、ということである。これらの主張の中、(1)と(2)はこれまで繰り返し出されてきたことであり、いいかえれば、その主張が生かされてこなかった、ということがいえる。この考え方をここで再確認し、教育現場で生かされるよう、予算などの裏付けも含め、部族の人々や教育関係者が努力する必要がある。第3点はきわめて重要である。消滅の危機にある言語が生き延び、蘇生し、さらに発展するためには、日常的な使用が不可欠であることは明白であるにもかかわらず、その状況の実現が困難だからである。

報告書はさらに、先の3つの主張を受け、インディアン言語について、それぞれの関係者に対し次のような勧告を行っている。

(1) 対 学 校

生徒の部族の言語および文化の振興を学校の責務として確立すること

(2) 対 両 親

特に子供達の母語の基礎の開発という点で、子供達の最初のかつ最も重要な教師であるという責任を負うこと

(3) 対 州 政 府

公立学校において、1990年の先住アメリカ人言語法に基づいて条件整備をするための法律を制定すること

(4) 対連邦政府

先住民言語の維持と発展を考慮に入れて、先住アメリカ人言語法に合致するように、二言語併用教育法を修正するための法律制定を計ることこの委員会のインディアン教育に関する勧告の多くは、1969年のケネディ報告の焼直しの感が拭えないので、その活用には多少の不安がある。しかしながら、ケネディ報告の時代とは異なり、現在では、インディアン自身の意識も高まり、世論の先住民族の権利に対する理解も深まっていることもあり、注目したい。言語の維持・発展に関しては、特にここに挙げられている先住アメリカ人言語法とその関連諸法の整備に期待したいところである。

結 び

アメリカ政府の対インディアン言語政策の歴史と、インディアン自身による言語の維持・発展のための努力の現状をみてきたが、インディアン諸言語は文字どうり、政府の政策に翻弄され、自言語を維持し、発展させたいというインディアンの希望や行動とは裏腹に、現在に至るまで衰退を続けてきたといえる。一時はインディアンが望みを託したかにみえる二言語併用教育をも疑問視するに至っている。若いインディアン指導者からの、インディアン文化の伝統に基づいた新しい提案も地域社会や教育現場に根付いているとはいえない。

しかしながら、国連の「国際先住民年」以後、世界の先住民族の諸権利保護の動きが高まっており、先住民言語の維持・発展も当然その中に含まれている。フィンランド政府の対サーミ語政策¹⁸⁾のように、「先住アメリカ人言語法」制定後、十分な予算の確保と共に、諸法律が整備され、具体的な政策が立案され施行されたならば、インディアン諸言語の真の維持と発展が期待できる。インディアン国家危機対策委員会の勧告が十分に生かされることも大前提であるといえるが、単に言語に関してのみならず、他の問題点、たとえば、不適切なカリキュラム、低学力、高退学率、資格ある教員の不足、模

範としてのインディアン教員の不足、家庭や地域社会における経済的・社会的諸問題、学内における人種偏見・差別¹⁹⁾などの諸問題も合わせて解決を計らなければならない。これらは、一種の悪循環を形成しており、単に言語の維持・発展だけが独立して課題となっている訳ではないからである。

一方、インディアン言語の専門的研究は着実に進んでおり、アメリカ・インディアン言語の専門的研究団体である「インディアン土着言語研究会」の1993年末における会員は700名を越え、この中3分の2が合衆国内に居住し、大部分が北アメリカの言語についての研究に従事している。そして、最近、多くの先住アメリカ人がこの研究分野に参加するようになった。彼らの多くは、その研究成果を、伝統言語の維持のために役立てる努力を続けている。そしてさらに、彼らは言語の理論的モデルの構築、包括的な辞書の編纂、言語維持方法の開発などに、すでに大きな関心を向け始めている。

「先住アメリカ人の伝統的言語は、その文化およびアイデンティティの不可欠の一部であり、先住アメリカ人の文化、文学、歴史、宗教、政治制度および価値観の伝達と存続のための基本的手段である」。²⁰⁾

注

- 1) 本項については、次のものを参考とした。

青木晴夫「滅びゆくことばを追って」三省堂選書、1989年、29~34ページ

Bright, William, "Native North American Languages," in Duane Champagne, ed., *The Native North American Almanac*, Detroit: Gale Research Inc., 1994, pp. 427-428

Golla, Victor, "Languages," in Mary B. Davis, ed., *Native America in the Twentieth Century*, New York: Garland Publishing, Inc., 1994, p. 310

Josephy, Alvin M., *The Indian Heritage of America*, New York: Bantam Books, 1973, pp. 10-21

- 2) 本項については、主に次のものを参照した。

Bright, William, "North American Indian Language Contact," in Thomas A. Sebeok, ed., *Native Languages of the Americas*, Vol. 1, New York: Plenum Press, 1976, pp. 59-72

Marckwardt, Albert, *American English*, New York: Oxford University Press, 1958

- 3) 伊藤 聰「アメリカ・インディアンと英語教育(2)―英語強制から二言語併用教

育へー」名古屋短期大学研究紀要, 第22号, 1984年, 6ページ

- 4) Morgan, Thomas J., "Statement on Indian Policy," in Francis P. Prucha, ed., *Americanizing the American Indians*, Lincoln: University of Nebraska Press, 1973, p. 75
- 5) Cahn, Edgar S., and David W. Hearne, ed., *Our Brother's Keeper: The Indian in White America*, New York: New American Library, 1969, pp. 42-43
- 6) Beatty, Willard W., "Language—A Foundation Tool," in *Education for Action*, Selected Articles from Indian Education 1936-43, The Education Division, United States Indian Service, 1944, p. 146
- 7) この報告書の正式名は, *Indian Education: A National Tragedy—A National Challenge* であり, 上院のインディアン教育特別委員会によるものである。文字どうり, インディアン教育の悲惨な状況が報告され, 同時に, 改革のための様々な勧告が出された。
- 8) 伊藤 聰「アメリカ・インディアンと英語教育」『英語教育』大修館書店, 1988年7月号, 34ページ
- 9) 伊藤 聰「アメリカ・インディアンと英語教育(1)—Kennedy Report と Rock Point Community School—」名古屋短期大学研究紀要第21号, 1983年, 41ページ
- 10) インディアン諸言語はもともと書き文字を持っておらず, 代々口承により文化などを伝えてきた。インディアン指導者に優れた演説家が多いのはこのためだと言われている。消滅しつつある言語を維持・発展させるためには, 正書法は欠かせないものである。

インディアン諸言語の中で, はじめて正書法を確立したのはチェロキー族で, 1821年のことであった。チェロキー族はチェロキー語の新聞を発行し, 憲法さえ書き記していた。

先に述べたナヴァホ語の場合は, 1930年代後半に考案され, 考案した2人の人物の名を冠して La Farge-Harrington system と呼ばれている。これにより, 1943年, ナヴァホ語の辞書を発行したのをはじめ, 成人用のナヴァホ語読本や二言語併用教育の教材を含む多くの刊行物を続々と出版した。また, 同じ1943年8月には, ナヴァホ語新聞の第一号が発行されている。

- 11) Wilkinson, Gerald, "Educational Problems in the Indian Community, a Comment on Learning As Colonialism," *Integrated Education*, Vol. 19, Fall, 1982, p. 50
- 12) ナヴァホ族の二言語併用教育のその後については, 次のものを参照した。
Schoepfle, Mark, and others, *Ethnographic and Sociolinguistic Study of an Exemplary Bilingual Education Program on the Navajo Reservation: The Ethnography of a Navajo Educational Philosophy at Rock Point Community School, Final Report*, 1982
- 13) Golla, op. cit., p. 312
- 14) Bright, op. cit., p. 446
- 15) Indian Nations at Risk Task Force, *Indian Nations at Risk: An Educational Strategy for Action, Final Report*, U. S. Department of Education, 1991
- 16) 「先住アメリカ人言語法」における「先住アメリカ人」とは, アメリカ・インディアンの他に, ハワイ先住民およびアメリカ領太平諸島先住民が含まれている。

アメリカ・インディアン以外の先住アメリカ人の言語が、歴史上どのように政府によって取り扱われていたかについては、資料が十分ではないが、大勢はインディアンと同様であろうと思われる。子供達が学校で母語を使用した場合には叱責するということは、合衆国政府の政策であった。これが1970年代に自己決定政策に代るまで続いた。その後、一部の州では、先住民言語禁止の政策が公的に廃止されたが、ハワイ州もそうした州の一つであった。

1987年ハワイ州議会は、州教育省が小学校でハワイ語を教育手段とするクラスを設置し、かつ実験的ハワイ語集中・維持プログラムを創設することを求める決議案を採決した。この決議に基いて、ハワイ州は現在子供達がハワイ語で教育を受けることを認めている。適切な能力テストは未だ開発されていないが、現段階のテストで比較すると、ハワイ語集中プログラムで教育を受けたハワイ先住民の子供達は、一般的に、ハワイ語を使用しない先住民の子供達と少なくとも同程度に英語を話し、理解することができる、ということが証明されている。

この法律については、別稿で詳しく紹介する予定である。

また、当言語法の原文は Native American Languages Act であるが、この native の訳については、一昨年の「国際先住民年」以来、一般的に「先住民」という訳語が与えられる。しかし、筆者は「原住の」ないし「原住民」が適切であると考えている。この点についても、別稿で検討するつもりである。「原住の」ないし「原住民」が偏見や差別的感情を含んでいるから使用すべきではないとの議論は短絡にすぎるのでないか。

17) Indian Nations at Risk Task Force, op. cit., pp. 14–15

このような先住民言語に関する指摘の前段階で、学校での成功のためには標準英語の学力が不可欠である、と述べている点は気にかかるところである (p. 14)。

18) フィンランド政府の対サーミ語政策については、吉村博明「サーミ関連立法」

『外国の立法—特集先住民族』国立国会図書館調査立法考査局編、第32巻2・3号、1993年、に詳しい。これによると、サーミ語もインディアン諸言語同様、フィンランドやノルウェーなどの対サーミ同化政策により、その維持・発展は困難であった。しかし、1970年代以降、北欧サーミ会議などの着実な努力により、サーミ人自身も一般世論も、サーミ語の地位強化の必要性を認識するに至り、フィンランドでは、1990年に「公の機関におけるサーミ語の使用に関する法律」が制定された。この法律の主たる目的は、1) フィンランド語使用によるサーミ人の言語的同化を防ぎ、サーミ文化の中心的な表徴としての言語を保持することにおいて、サーミ語が公的な地位を持つことの不可避性（言語保護）、2) 司法事務・行政サービスでサーミ語系住民が不利益を被らないようにすること（権利保護）の2つである。

この法律は暫定的な措置にすぎず、サーミ語の真の維持・発展のためには教育分野での実体的な特別措置が必要であるという批判があるが、サーミ語の維持・発展のための大きな第一歩であることは確かであろう。

19) Indian Nations at Risk Task Force, op. cit., pp. 7–9

ここに挙げた問題の他に、以下のような問題点も指摘されている。

- 地域社会の教育的・文化的要件に見合う図書館や学習施設が限定されているこ

と

- ・個人および全体としての社会の福利に不可欠な精神的価値観が変化していること

- ・両親や地域社会が参加する機会が少ないと

- ・資金不足のために大学進学の機会が限定されていること

- ・教育への予算配分が不公平かつ予測不可能であること

- ・コンピューターや科学技術の利用およびその研究が限定期であること

20) 「先住アメリカ人言語法」(1990年) 第102条第3号